

▼運輸省の回答要項

一、親切特種強化並に待遇低下總對反對の件（理由省略、第七回大會議事録を参照されたし。以下同じ。）

回 答

1. 通信事業の特別會計制度設置に關しては前年説明の通銳意調査中なり（本件に關しては豫算削減反對闘争の項を参照されたし）

2. 人員整理

3. 昇給、停止並に勤勉手当の減額

4. 休暇定員減

5. 一切の諸手当の減額

右何れも目下の處之を行ふ意圖なし

6. 客年度本務者採用を一時控へしめたるは行政整理の對策として一時的の便法なりしを以て整理完了後は直に之を解除したり。

7. 工事備夫は工事の必要に應じ使役するものなるを以て豫め期間を一定し之を當務者として採用することは困難なりとも相當期間繼續の者に對しては定員の許す限り技工備人に採用し居れり尙本備人は技工備人と其の性質を異にするを以て待遇上に多少の差異あるは止むを得ざるものと認む（本件に關し代表は東京逓信局工務課所屬工事備夫の實狀を述べた。當局又調査善處を約す）

二、定期昇給並に少年者歳年に達したる時低給引上げに關する件

回 答

従業員の昇給に付ては豫算の範圍内に於て可及的之が實現に努めつゝあるものなるが其の給料及昇給率は近時必ずしも劣惡なるものとは認めざるも待遇の向上に關しては不斷の努力を怠らざるものなり尙初任給は経歴、素質、年齢關係及古参者との權衡等を考慮し決定するものにして單に年齢の高下に依りてのみ差等を設くるものによらざるを以

て申出の如き不合理を生ずることなきを期すべし。

三、在職期間手当増額要求の件

回 答

本件實施には多額の経費を要するを以て國家財政の現狀に於ては實現甚だ困難なるを遺憾とす。

四、年末期並に夏期繁忙手当増額要求の件

年末及び夏期に於ける郵便物の激増に對しては或は臨時者を使役し或は集配の減回時刻の變更を爲し常在員の服務加重を緩和すると共に一面其の期に於ける勤勉手当を増額して夫々報勞を爲しつゝある所にして之を現在以上に更に増額することは國家財政の現狀に鑑み差向不可能と認む。

五、雇員上げ制度確立の件

回 答

鐵道郵便事務は一般停止局と趣を異にし缺勤補充として無經驗者を直に之に充當使役し難きに付豫め人員配置計畫に於て豫備員を配置し缺勤者に備へ居れるを以て申出の如き場合は屢々生ずるものと認められざるも勞務及報勞の適正に付ては將來に於ても努力すべし。代表は特に東京鐵道の實狀を述べ移動局に對する特別處置を要求す）

六、鐵道郵便局業務員に業務手当支給並に差費一割減額復活に關する件

回 答

鐵道郵便局従業員の乗務出張旅費は乗務手当、日常、宿泊料等を綜合考慮の下に給與せられ居るものにして其の額は鐵道省が乗務員に給與せる乗務手当、宿泊料に比し低額なることなしと認む尙本件旅費の減額復活は豫算經理上當分困難なり（危険手当の點に就き調査再考を要望す）

七、乘務員手当日數延長に關する件

回 答

源資の關係上差向き實行困難なるが申出の趣旨に付ては將來考慮すべし。